平成２２年（フ）第２２１号
群馬県太田市鳥山町895番地８
債務者　村上　　弘
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２２２号
群馬県太田市鳥山町895番地８
債務者　村上　明美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２６７号
奈良県橿原市地黄町276番地の１　ダイアパレス大和八木205号
債務者　山﨑　孝和
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
奈良県橿原市醍醐町112番地　シルクロード醍醐201、前住所大阪府柏原市国分本町２丁目５番22号
債務者　佐藤　哲男
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
奈良県大和高田市材木町３番15―４号、前住所大阪府泉大津市なぎさ町２番６―206号
債務者　谷本正三郎
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
奈良県大和高田市材木町３番15―４号、前住所大阪府泉大津市なぎさ町２番６―206号
債務者　谷本　郁子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
奈良県磯城郡田原本町大字新町188番地
債務者　南出　　弘
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
奈良県北葛城郡上牧町服部台１丁目９番32号
債務者　西崎　忠男
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
奈良県北葛城郡広陵町馬見中１丁目４番２―503号
債務者　吉川　公造
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
奈良県北葛城郡広陵町馬見中１丁目４番２―503号
債務者　吉川しゆり
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
奈良県宇陀市大字陀区小附1069番地、前住所奈良県宇陀市大字陀区小附996番地
債務者　園田　孝夫
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
奈良県香芝市鎌田422番地　ハイツグラスコート204号
債務者　吉本　恭子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
奈良県磯城郡田原本町244番地の５
債務者　廣田　雅雄
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
奈良県北葛城郡王寺町久度３丁目10番２号
債務者　本折多永子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
奈良県磯城郡田原本町282―１　ルミナスアークＢ102号、住民票上の住所奈良県大和高田市西三倉堂２丁目３番21号
債務者　東原　加代
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
奈良県北葛城郡上牧町松里園３丁目７番１号
債務者　佐々木尚康
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
奈良県北葛城郡上牧町松里園３丁目７番１号
債務者　佐々木眞也
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係